2026年11月６日

各　位

会 社 名　株式会社シグマクシス・ホールディングス
代表者名　代 表 取 締 役 社 長　太 田　寛
（コード番号：6088　東証プライム市場）
問合せ先　取締役ＣＦＯ 執行役員　川 澤　琢 也
（E-mail：sigmaxyz_ir@sigmaxyz.com）

第三者割当による自己株式の処分、新たな資本・業務提携契約の締結及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

当社は、2026年11月６日の当社取締役会において、伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）に対して第三者割当の方法による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うこと、及び伊藤忠商事との間に新たな資本・業務提携契約（以下「新契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は本日、当社既存株主と伊藤忠商事の間で、当社普通株式を市場外の相対取引により伊藤忠商事に譲渡する旨の株式譲渡契約が締結された（以下「本株式譲渡」といいます。）旨の連絡を受領いたしました。本株式譲渡及び本自己株式処分に伴い、伊藤忠商事の議決権所有割合が20%超となることから、同社が当社を持分法適用会社とすること、及びそれに伴う当社のその他の関係会社の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。伊藤忠商事とは、2021年４月に資本・業務提携契約を締結して以来、両社の顧客企業、伊藤忠商事グループ企業及び伊藤忠商事の投資先企業のDX推進において、連携を進めてきました。今回の連携強化は、当社グループの顧客基盤の拡大と同時に、変革実現力の向上にも寄与するものと考えています。

なお、当社は同日の当社取締役会において、本日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第459条第１項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」に記載のとおり、自己株式の取得（以下「本自己株式取得」といいます。）についても決議しております。

記

Ⅰ．第三者割当による自己株式の処分

１．処分の概要

（１）処分期日	2026年12月15日
（２）処分株式数	当社普通株式　2,415,000株
（３）処分価額	１株につき580円
（４）調達資金の額	1,400,700,000円
（５）募集又は処分方法（処分予定先）	第三者割当の方法により、そのすべてを伊藤忠商事に割り当てます。
（６）その他	上記各号については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生、独占禁止法その他適用法令に基づき必要となるクリアランスの取得及び新契約に定めるその他の前提条件の充足を条件とします。
（７）処分後の自己株式の数	2,089,427株（予定）

２．処分の目的及び理由

当社グループは、「Create a Beautiful Tomorrow Together」をパーパスに掲げ、クライアント企業の戦略策定から実行、成果の実現に至るまで伴走する「戦略実現のシェルパ」として、企業の

価値創造と社会課題の解決に取り組んでおります。企業が取り組むべき主要なトランスフォーメーションを、既存事業の生産性をデジタルの力で向上させる「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」、新たな成長エンジンとなる新規事業を開発する「サービス・トランスフォーメーション（SX）」、イノベーションを創発する自律型組織をつくる「マネジメント・トランスフォーメーション（MX）」の「３つの変革」と位置づけ、多様な能力を擁したプロフェッショナルが、その実現に向けたコンサルティングサービスを提供しております。2027年３月期においては、クライアント企業の深耕力強化、事業モデルの進化及び能力と生産性の向上を事業方針とし、その一環として、資本提携等の戦略的パートナーシップの強化に取り組んでおります。

当社は、2021年４月22日付「会社分割（簡易吸収分割及び簡易新設分割）による持株会社体制への移行、第三者割当による新株式の発行並びに資本・業務提携に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、伊藤忠商事との間で資本・業務提携契約（以下「旧契約」といいます。）を締結し、同年５月に伊藤忠商事を割当先とする第三者割当増資（普通株式 2,050,000 株［当社は2022年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合、2024年12月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数は8,200,000株］、払込金額の総額3,556,750,000円）を実施いたしました。以来、旧契約に基づき、両社の顧客企業、伊藤忠商事グループ企業及び伊藤忠商事の投資先企業のDX推進において、連携を進めてきました。特に、生成AI活用、次世代経営基盤の構築、CIO向けIT戦略立案・実行支援、データマネジメントなどの領域において、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社をはじめとする同社グループ企業との協業の実績を着実に積み重ねています。

当社と伊藤忠商事は、こうした協業の進展を踏まえ、両社の従来の業務提携の枠組みをさらに発展・強化することが、双方の企業価値の向上に資するとの認識で一致いたしました。AIに代表されるテクノロジーの影響力が急速に増している今、当社グループにおいても、顧客企業の変革を推進するにあたり、社内外の多様な能力を組み合わせて価値を生み出す機動力が、これまで以上に重要になっています。総合商社として幅広い産業・企業とのネットワークを有し、デジタル・IT領域における多様な企業をグループ内に擁する伊藤忠商事との連携強化は、当社グループの顧客基盤の拡大と同時に、変革実現力の向上にも寄与するものと考えています。

本自己株式処分及び新契約の締結により、当社は、次の各事項の実現を目指してまいります。伊藤忠商事グループが国内外に有する幅広い顧客ネットワークを活用し、当社グループのコンサルティングサービスの提供機会を拡大いたします。次に、伊藤忠商事グループのデジタル関連事業各社（伊藤忠デジタル事業群）が有する知見及び人財などのアセットを活用することにより、クライアント企業に対する変革実現力を高めてまいります。また、伊藤忠商事のデジタル事業群戦略における上流コンサルティング領域に貢献すると同時に、同社グループとのコラボレーションで、新規事業・サービス開発など新たな価値創造にも取り組みます。

また、これらの取組みは、いずれも両社が相応の経営資源を継続的に投入することによって初めて実現し得るものです。当社といたしましては、資本関係の強化を伴う本件の実施が、前記の取組みの実効性を高め、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものと判断いたしました。なお、新契約に基づく業務提携の具体的な内容は、後記「Ⅱ．資本・業務提携契約の締結　２．資本・業務提携（新契約）の内容」をご参照ください。

本自己株式処分は当社既存株主の保有株式売却を機に、特定のパートナーである伊藤忠商事との間で資本関係を強化し、中長期の戦略的な提携を確固たるものとすることを目的としております。公募増資や不特定多数の投資家への売出しでは、かかる目的を達成することができないことから、

伊藤忠商事を処分予定先とする第三者割当の方法を選択いたしました。また、当社は、新株式の発行ではなく、当社が保有する自己株式を処分することとしております。これにより、発行済株式総数を増加させることなく、資本関係の強化を実現することが可能となります。本自己株式処分により調達する資金は、後記「３．（２）調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載のとおり、成長投資に伴い増加した借入金の返済に充当し、財務基盤の安定性を高めてまいります。当社は、社員・株主・社会へのバランスのとれた価値還元を継続的に実施するため、中長期的に持続的な成長のための投資及びリスク許容に必要な株主資本の水準を適正に保持することを資本政策の基本方針とし、配当性向及びROEの目標のもと、配当と自己株式の取得を組み合わせた株主還元を実施しております。本自己株式処分は、有利子負債の削減を通じて財務健全性の向上を図るものであり、本自己株式取得は、これとは別個に、株主還元及び資本効率の向上を目的として実施するものです。これらは、いずれも当社の資本政策の基本方針に沿うものと考えております。

本自己株式処分により処分する当社株式の数は2,415,000株（議決権数24,150個）であり、2026年９月30日現在の発行済株式総数85,977,240株に対して2.81％（同日現在の総議決権数814,251個に対して2.97％。いずれも小数点以下第三位を四捨五入）に相当します。一方、本株式譲渡は、既に発行された当社株式が株主間で市場外において移転するものであり、当社の発行済株式総数及び総株主の議決権の数に変動を生じさせるものではなく、流通市場の需給に直接影響を与えるものではありません。さらに、当社は、本自己株式処分と同日に本自己株式取得を決議しており、本自己株式取得が上限まで実施された場合には、本自己株式処分による希薄化の影響は、一定程度抑制されることが見込まれます。処分数量及び希薄化の規模の詳細は、後記「５．処分条件等の合理性（２）処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」をご参照ください。既存株主の皆様には、本自己株式処分に伴い一定の希薄化が生じる一方で、伊藤忠商事との資本関係の強化及び新契約に基づく協業の拡大を通じた当社グループの成長によるメリットを享受いただけるものと考えております。

伊藤忠商事は、旧契約締結以降、当社の中長期的な企業価値向上の視点から当社株式を継続して保有しており、本自己株式処分により取得する当社株式についても同様の方針で保有を継続する意向であることから、本自己株式処分が流通市場に与える影響は軽微であると考えております。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額

払込金額の総額	1,400,700,000円
発行諸費用の概算額	5,000,000円
差引手取概算額	1,395,700,000円

（注）１．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
２．発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用及び有価証券届出書作成費用等であります。

（２）調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

前記「２．処分の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、2027年３月期において、クライアント企業の深耕力強化、事業モデルの進化及び能力、AI等を活用した生産性の向上を事業方針とし、その一環として、資本提携等の戦略的パートナーシップの強化にも取り組んでおります。この方針も踏まえ、事業運転資金の借入を行っております。本自己株式処分により調達した資金は、全額を借入金の返済に充当する予定です。

具体的な使途	金額合計	支出予定時期
借入金の返済	1,395,700,000円	2026年12月

（注）調達した資金は、支出実行までの間、当社の取引銀行の預金口座にて管理いたします。

４．資金使途の合理性に関する考え方

調達する資金を上記３.（２）に記載の使途に充当することにより、当社の財務体質の改善を進めるとともに、金利負担の軽減を図ることが可能となります。また、有利子負債の削減により、当社の自己資本比率の改善や財務レバレッジの低下を通じて、安定した財務基盤を確保することができます。従って、本自己株式処分は当社の企業価値の向上に資するものであり、ひいては既存株主の利益に繋がるものであることから、資金使途には合理性があるものと判断しております。

５．処分条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分の払込金額につきましては処分予定先と協議の結果、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前取引日までの直近３ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の平均株価である１株につき 580 円（円未満四捨五入）といたしました。当該価額については、近時の当社株式の動向その他の諸般の事情を踏まえ、処分予定先との間で、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前取引日の終値、同日までの直近１ヶ月間、直近３ヶ月間及び直近６ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の平均株価を参考に、処分予定先と協議し決定しています。

上記の価額決定方法は、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響にも配慮した客観的かつ合理的な価額決定が可能であると判断したためです。

なお、当該処分価額は、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前取引日の当社普通株式の終値 638 円に対して 9.09%のディスカウント、取締役会決議日の直前取引日の直近１ヵ月間の終値単純平均 616 円（円未満四捨五入）に対して 5.84%のディスカウント、及び直近６ヵ月間の終値単純平均 571 円（円未満四捨五入）に対して 1.58%のプレミアムとなっております（いずれも小数点以下第３位を四捨五入）。

以上より、当該処分価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010 年４月１日制定）の定めに沿ったものであり、伊藤忠商事との資本関係の強化及び新契約に基づく協業の拡大を通じた当社グループの中長期的な企業価値向上による経済的利益を両社が享受できる可能性等を総合的に勘案し、処分予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

また、上記払込金額につきましては、監査等委員会（３名全員社外取締役）全員が、処分予定先に特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

（２）処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により処分する当社株式の数は 2,415,000 株（議決権数 24,150 個）であり、2026 年９月 30 日現在の発行済株式総数 85,977,240 株に対して 2.81%（同日現在の総議決権数 814,251 個に対して 2.97%。いずれも小数点以下第三位を四捨五入）に相当します。

当社が 2026 年９月 30 日現在保有する自己株式は 4,504,427 株であり、処分予定数に相当する自己株式の数を有しております。また、当社は、本自己株式処分と同日に、取得し得る株式の総数を 3,600,000 株（上限）、株式の取得価額の総額を 1,800,000,000 円（上限）とする本自己株式取得を決議しており、本自己株式取得を上限まで実施した場合、当社の自己株式を除く発行済株式総数は処分決議日現在の水準を下回ることとなるため、本自己株式処分による希薄化の影響は、本自己株式取得により一定程度抑制されることが見込まれます。

また、処分株式数は、資本関係の強化による中長期の戦略的な提携を進めること、及び当社の株主構成の最適化も踏まえて処分予定先との協議の結果決定しており、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

６．処分予定先の選定理由等

（１）処分予定先の概要

①名称	伊藤忠商事株式会社
②所在地	大阪市北区梅田三丁目１番３号（本店） 東京都港区赤坂２丁目 17-22 赤坂トラストタワー（東京本社）
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長ＣＯＯ　石井　敬太
④事業内容	繊維、機械、金属、エネルギー・化学品、食料、住生活、情報・金融の各分野において、国内、輸出入及び三国間取引を行うほか、国内外における事業投資など、幅広いビジネスを展開。
⑤資本金	253,448 百万円（2026 年４月１日現在）
⑥設立年月日	1949 年 12 月１日
⑦発行済株式総数	7,924,447,520 株（2026 年３月 31 日現在。自己株式 926,270 千株を含む。）
⑧決算期	３月 31 日
⑨従業員数	（連結）114,570 名（2026 年３月 31 日現在）
⑩主要取引先	－
⑪主要取引銀行	－
⑫大株主及び持株比率 （2026 年３月 31 日現在）	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）　15.33% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505104　10.11% 株式会社日本カストディ銀行（信託口）　5.21% 日本生命保険相互会社　2.43% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001　2.38% 株式会社みずほ銀行　2.16% THE CHASE MANHATTAN BANK,N.A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT　1.96% GOVERNMENT OF NORWAY　1.43% 朝日生命保険相互会社　1.34% JP MORGAN CHASE BANK 385781　1.31%
⑬当事会社間の関係	【資本関係】伊藤忠商事は、2026 年９月 30 日現在、当社普通株式 8,200,000 株（総株主の議決権の数に対する割合 10.07%）を保有する当社の筆頭株主であります。なお、当社は伊藤忠商事の株式を保有しておりません。 【人的関係】伊藤忠商事から出向者１名を受入れております。 【取引関係】資本・業務提携関係にあります。 【関連当事者への該当状況】2026 年９月 30 日現在、伊藤忠商事は当社の主要株主であり、当社の関連当事者に該当します。
⑭最近３年間の連結経営成績及び連結財政状態（国際財務報告基準）	下表のとおり

決算期	2024 年３月期	2025 年３月期	2026 年３月期
株主資本合計（百万円）	5,426,962	5,755,072	6,589,966
資産合計（百万円）	14,489,701	15,134,264	16,732,815
１株当たり株主資本（円）	754.35	811.84	942.78
収益（百万円）	14,029,910	14,724,234	14,823,087
売上総利益（百万円）	2,232,360	2,376,456	2,480,532
当社株主に帰属する当期純利益（百万円）	801,770	880,251	900,283

基本的１株当たり当社株主に帰属する当期純利益（円）	110.60	123.13	128.00
１株当たり配当額（円）	32.00	40.00	42.00

（注）

１．伊藤忠商事は 2026 年１月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。上記の１株当たり指標は、当該株式分割が 2024 年３月期の期首に行われたものと仮定して算定しております。

２．処分予定先である伊藤忠商事は、東京証券取引所プライム市場に株式を上場しており、同社が同取引所に提出した 2026 年 11 月２日付「コーポレート・ガバナンス報告書」のうち「内部統制システム等に関する事項」において公表されている、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況等の記載から、同社及びその役員は反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

（２）処分予定先を選定した理由

前記「２．処分の目的及び理由」に記載のとおりです。なお、新契約に基づく資本・業務提携の具体的な内容は、後記「Ⅱ．資本・業務提携契約の締結」をご参照ください。

（３）処分予定先の保有方針

伊藤忠商事の本自己株式処分による当社への投資は、新契約に基づく資本・業務提携の一環として行われるものであります。

また、新契約において、伊藤忠商事は、本自己株式処分の実行後１年間、当社の事前の書面による承諾なく当社株式を第三者に譲渡しない旨を合意いたしました。詳細は、後記「１０．企業・株主間のガバナンスに関する合意又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意の内容及び目的」をご参照ください。

なお、当社は、伊藤忠商事から、伊藤忠商事が処分期日から２年以内に本自己株式処分により処分される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

（４）処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、伊藤忠商事の 2026 年 11 月４日付「2027 年３月期 第２四半期（中間期）決算短信〔IFRS〕(連結)」に記載されている要約中間連結財政状態計算書の現金及び現金同等物の状況（557,387 百万円）により、本自己株式処分の払込みに必要かつ十分な現金及び現金同等物を有していることを確認しており、払込みに必要な資金の状況として問題ないと判断しております。

７．本株式譲渡及び本自己株式処分後の大株主及び持株比率

本株式譲渡及び本自己株式処分前（2026 年９月 30 日現在）	持株比率	本株式譲渡及び本自己株式処分後	持株比率
伊藤忠商事株式会社	10.06％	伊藤忠商事株式会社	20.50％
株式会社インターネットイニシアティブ	9.72％	株式会社インターネットイニシアティブ	9.44％
TISI 株式会社	8.08％	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7.66％
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7.88％	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3.67％
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3.78％	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505301	3.41％

STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505301	3.51%	NORTHERN TRUSTCO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	2.98%
NORTHERN TRUSTCO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	3.07%	BNPPARIBASLUXEMBOURG/2S/JASDEC/FIM/LUXEMBOURGFUNDS/UCITSASSETS	2.86%
BNPPARIBASLUXEMBOURG/2S/JASDEC/FIM/LUXEMBOURGFUNDS/UCITSASSETS	2.95%	シグマクシス従業員持株会	2.13%
シグマクシス従業員持株会	2.19%	NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE THE HIGHCLERE INTERNATIONAL INVESTORS SMALLER COMPANIES FUND	1.37%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE THE HIGHCLERE INTERNATIONAL INVESTORS SMALLER COMPANIES FUND	1.41%	GOVERNMENT OF NORWAY - CFD	1.36%

（注）１．本株式譲渡及び本自己株式処分前の持株比率は、2026 年９月 30 日現在の発行済株式総数から自己株式を控除した株式数に対する割合を記載しております。
２．本株式譲渡及び本自己株式処分後の持株比率は、本株式譲渡が実行され、かつ本自己株式処分に係る処分株式数の全てについて払込みがなされた場合に各大株主が保有することとなる株式数を、本自己株式処分後の発行済株式総数から自己株式を控除した株式数で除して算出しております。
３．本自己株式取得の進捗により自己株式数及び持株比率が変動いたします。
４．持株比率は小数点以下第三位を四捨五入して表記しております。
５．2026 年７月１日付でＴＩＳ株式会社が株式会社インテックと合併し、TISI 株式会社と社名変更をしております。

８．今後の見通し

本自己株式処分及び新契約締結は中長期的な当社の企業価値向上に資するものと考えております。2027 年３月期の業績予想に変更はありません。今後、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

９．企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

１０．企業・株主間のガバナンスに関する合意又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意の内容及び目的

当社は、資本・業務提携の実効性を高め、両社の安定的な関係を維持することを目的として、新契約において伊藤忠商事との間で次の事項を合意いたしました。①は企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第２項第 12 号の２に規定するガバナンスに関する合意に、②から④までは同項第 12 号の３に規定する株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意に該当いたします。

① 取締役候補者の指名

伊藤忠商事は、当社の監査等委員である取締役以外の非常勤取締役の候補者１名を指名する権

利を有します。当該候補者は、当社所定の指名手続及び取締役会による合理的な適格性・利益相反審査を経るものとし、当社が適切でないと合理的に判断した場合には、伊藤忠商事に対し別の候補者の指名を求めることができます。当該指名権は、伊藤忠商事グループの議決権所有割合が 20%以上であり、かつ伊藤忠商事に新契約上の重大な義務違反がない期間に限り行使することができます。なお、伊藤忠商事の指名に基づき選任された取締役は、当社及び全ての株主に対して取締役としての義務を負うものであり、伊藤忠商事の代理人として行動するものではありません。

前記のとおり、伊藤忠商事による指名権は取締役候補者１名の指名に限られ、当該候補者は、当社所定の指名手続及び取締役会による合理的な適格性・利益相反審査を経た上で、株主総会の決議により選任されることから、当社のコーポレート・ガバナンスに及ぼす影響は限定的であり、当社の取締役会における意思決定の独立性は維持されるものと考えております。

② 保有株式の譲渡制限

伊藤忠商事は、本自己株式処分の実行後１年間、当社の事前の承諾なく当社株式を第三者に譲渡いたしません（当社に法令違反等のコンプライアンス上の重大な問題又は新契約上の重大な義務違反があり、伊藤忠商事の書面による通知後 30 日以内に是正されず、かつ、本業務提携の継続が合理的に困難となった場合を除きます。）。当該期間の経過後に当社株式の全部又は議決権比率の10%以上に相当する一部を譲渡する場合、伊藤忠商事は、株式数、譲受候補者及び主要な条件を 30 日前までに当社に通知し、当社又は当社の指定する者が取得を希望する場合には、30 日間、誠実に協議いたします。また、競合事業者等、新契約で当社が指定する者への相対譲渡には、当社の事前の承諾を要します。

③ 追加取得の制限

伊藤忠商事及びその子会社は、当社の事前の書面による承諾なく、当社の議決権所有割合が 30%を超える当社株式等の追加取得、デリバティブ取引等を通じた実質的な取得を行いません。本義務は、少なくとも伊藤忠商事グループが当社の議決権の５%以上を保有する間、存続いたします。

④ 株式引受権

当社が既存株主の議決権所有割合に影響を与える行為を実施することにより、伊藤忠商事の当社に対する議決権所有割合が本自己株式処分直後における伊藤忠商事の当社に対する議決権所有割合を下回るときは、当社は、法令等に反しない範囲で、本自己株式処分直後における伊藤忠商事の当社に対する議決権所有割合を上限として伊藤忠商事に取得機会を与えます。なお、本項の権利は、伊藤忠商事グループの議決権所有割合が 20%を下回った場合に失効いたします。

１１．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近３年間の業績（連結）

	2024 年３月期	2025 年３月期	2026 年３月期
売上高（百万円）	22,410	26,293	23,831
営業利益（百万円）	4,232	5,638	6,064
経常利益（百万円）	4,338	5,876	6,351
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	3,232	4,394	3,971
１株当たり当期純利益（円）	38.31	51.93	47.67
１株当たり配当金（円）	27.00	21.00	26.00
１株当たり純資産（円）	156.09	170.50	174.83

（注）当社は 2024 年 12 月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。そのため、2024 年３月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「１株当たり当期純利益」及び「１株当たり純資産」を算定しております。なお、「１株当たり配当金」については、当該株式分割前の実際の配当額を記載しております。

（２）現時点における発行済株式総数及び潜在株式数の状況（2026 年９月 30 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	85,977,240株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	―	―
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	―	―
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	―	―

（３）最近の株価の状況

①最近３年間の状況

	2024年３月期	2025年３月期	2026年３月期
高値	926円	1,020円	1,331円
安値	509円	547円	602円
終値	847.5円	937円	630円

（注）2024年12月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っており、2024年３月期及び2025年３月期は当該株式分割が行われたと仮定し記載しております。

②最近６か月間の状況

	2026年６月	2026年７月	2026年８月	2026年９月	2026年10月	2026年11月
始値	560円	540円	598円	564円	579円	625円
高値	565円	631円	598円	594円	652円	646円
安値	509円	532円	501円	536円	571円	611円
終値	538円	597円	568円	580円	619円	638円

（注）2026年11月の株価については、2026年11月５日現在で表示しております。

③処分決議日前営業日における株価

	2026年11月５日
始値	621円
高値	646円
安値	619円
終値	638円

（４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①第三者割当による自己株式の処分

払込期日	2024年２月22日
割当先	当社執行役員　16名
調達資金の額	149,330,000円
処分価額	1株につき1,370円
処分株式数	109,000株
処分時における当初の資金使途	当社の執行役員に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度に基づき、第三者割当による自己株式の処分をしたものであり、資金使途等についての設定はありません。
処分時における支出予定時期	該当事項はありません。
現時点における充当状況	該当事項はありません。

②第三者割当による自己株式の処分

払込期日	2024年５月24日
割当先	みずほ信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）
調達資金の額	223,440,000円
処分価額	1株につき1,596円
処分株式数	140,000株
処分時における当初の資金使途	当社は、当社及び当社グループの従業員を対象とした株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）を導入しており、将来の給付に必要と見込まれる株式をみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口））に対し、第三者割当により自己株式を処分したものであり、資金使途等についての設定はありません。
処分時における支出予定時期	該当事項はありません。
現時点における充当状況	該当事項はありません。

③第三者割当による自己株式の処分

払込期日	2024年７月17日
割当先	当社取締役（※）　４名 （※）監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。
調達資金の額	153,024,000円
処分価額	1株につき1,594円
処分株式数	96,000株
処分時における当初の資金使途	当社の取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度に基づき、第三者割当による自己株式の処分をしたものであり、資金使途等についての設定はありません。
処分時における支出予定時期	該当事項はありません。
現時点における充当状況	該当事項はありません。

④第三者割当による自己株式の処分

払込期日	2025年５月26日
割当先	当社及び当社の子会社の執行役員　16名
調達資金の額	169,764,000円
処分価額	1株につき987円
処分株式数	172,000株
処分時における当初の資金使途	当社及び当社の子会社の執行役員に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度に基づき、第三者割当による自己株式の処分をしたものであり、資金使途等についての設定はありません。
処分時における支出予定時期	該当事項はありません。
現時点における充当状況	該当事項はありません。

⑤第三者割当による自己株式の処分

払込期日	2025年７月16日
割当先	当社及び当社の子会社の取締役（※）　10名 （※）監査等委員である取締役及び社外取締役を含みます。
調達資金の額	202,521,000円
処分価額	1株につき1,254円
処分株式数	161,500株

処分時における当初の資金使途	当社及び当社の子会社の取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度に基づき、第三者割当による自己株式の処分をしたものであり、資金使途等についての設定はありません。
処分時における支出予定時期	該当事項はありません。
現時点における充当状況	該当事項はありません。

⑥第三者割当による自己株式の処分

払込期日	2026年７月16日
割当先	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役） ５名
調達資金の額	3,766,000円
処分価額	1株につき538円
処分株式数	7,000株
処分時における当初の資金使途	当社の取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度に基づき、第三者割当による自己株式の処分をしたものであり、資金使途等についての設定はありません。
処分時における支出予定時期	該当事項はありません。
現時点における充当状況	該当事項はありません。

１２．処分要項

（１）処分する株式の種類及び数	当社普通株式　2,415,000 株
（２）払込金額	１株につき 580 円
（３）払込金額の総額	1,400,700,000 円
（４）処分又は割当の方法 （処分予定先）	第三者割当の方法により、そのすべてを伊藤忠商事に割り当てます。
（５）申込期間	2026 年 12 月 15 日
（６）払込期日	2026 年 12 月 15 日
（７）その他	上記各号については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生、独占禁止法その他適用法令に基づき必要となるクリアランスの取得及び新契約に定めるその他の前提条件の充足を条件とします。

Ⅱ．資本・業務提携契約の締結

１．締結の理由

前記「Ⅰ．２．処分の目的及び理由」に記載のとおりです。なお、2021 年４月 22 日付の旧契約は、本自己株式処分に係る払込みの完了時まで存続し、同時に新契約に置き換わります。また、本自己株式処分が実行されない場合、旧契約は終了いたしません。

２．資本・業務提携（新契約）の内容

（１）業務提携の内容

伊藤忠商事グループの SI/BPO 事業と当社グループのビジネスコンサルティング事業の事業機会拡大のための顧客ネットワークの相互活用、同社及び両社の取引先における DX の推進、DX の推進に資する新規事業又は新規サービスの共同開発、知見及び人財アセットの相互活用となります。

（２）資本提携の内容

当社は、本自己株式処分により、伊藤忠商事に当社普通株式 2,415,000 株（本自己株式処分後の発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する割合 2.88%）を割り当てます。また、伊藤忠商事

は、本株式譲渡により、既存株主から当社普通株式6,585,000株を取得する予定です。

これらにより、伊藤忠商事の当社に対する議決権所有割合は、2026年９月30日現在の10.07%から、本株式譲渡の完了時点で18.16%となり、本自己株式処分の完了時点で20.52%となる見込みです。本自己株式処分の詳細は、前記「Ⅰ．第三者割当による自己株式の処分」をご参照ください。

３．新契約の相手先の概要

前記「Ⅰ．第三者割当による自己株式の処分　６．処分予定先の選定理由等　（１）処分予定先の概要」をご参照ください。

４．日程

（１）取締役会決議日	2026年11月6日
（２）新契約の締結日	2026年11月6日
（３）本株式譲渡の実行日	2026年12月15日（予定）
（４）本自己株式処分の払込期日	2026年12月15日（予定）
（５）本自己株式取得の取得期間	2027年１月１日～2027年６月30日（予定）

５．今後の見通し

前記「Ⅰ．第三者割当による自己株式の処分　８．今後の見通し」をご参照ください。

Ⅲ．その他の関係会社の異動

１．異動の年月日

異動予定年月日　2026年12月15日（本自己株式処分の払込期日）

（注）本株式譲渡の実行日は2026年12月15日を予定しております。本株式譲渡の完了時点で伊藤忠商事の議決権所有割合は18.16%となり、その後の本自己株式処分の完了により20.52%となる見込みです。

２．異動について当社が知るに至った経緯

当社は本日、当社既存株主と伊藤忠商事の間で、既存株主が保有する当社普通株式6,585,000株を市場外の相対取引により伊藤忠商事に譲渡する旨の株式譲渡契約が締結された旨の連絡を受領いたしました。

本株式譲渡により伊藤忠商事の当社に対する議決権所有割合は10.07%から18.16%となり、さらに資本関係強化を伴う事業連携の拡大を目指した当社による本自己株式処分を加えて合計20.52%となる見込みです。これに伴い、同社が当社を持分法適用会社とすることが見込まれるため、同社が当社のその他の関係会社に該当することとなります。

３．新たにその他の関係会社となる会社の概要

前記「Ⅰ．第三者割当による自己株式の処分　６．処分予定先の選定理由等　（１）処分予定先の概要」をご参照ください。

４．異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び議決権所有割合

	直接所有分	間接所有分	合計	大株主順位
異動前 （2026年９月30日現在）	82,000個 （8,200,000株） 10.07%	－	82,000個 （8,200,000株） 10.07%	第１位

（参考）本株式譲渡完了時	147,850 個 （14,785,000 株） 18.16%	－	147,850 個 （14,785,000 株） 18.16%	第１位
異動後 （本株式譲渡及び本自己株式処分完了時）	172,000 個 （17,200,000 株） 20.52%	－	172,000 個 （17,200,000 株） 20.52%	第１位

（注）１．間接所有分は、当社が伊藤忠商事の関連会社であるとの判定において、会計基準に基づき合算対象となった者の所有分であります。なお、新契約においては、伊藤忠商事グループの議決権所有割合の算定に当たり、伊藤忠商事の子会社その他実質的に共同して当社株式を保有する者の保有分を合算することとされております。

２．異動前及び本株式譲渡完了時の議決権所有割合は、2026 年９月 30 日現在の発行済株式総数 85,977,240 株から議決権を有しない株式 4,552,140 株を控除した総株主の議決権の数 814,251 個に基づき算出しております。本株式譲渡は既に発行された当社株式が株主間で移転するものであるため、総株主の議決権の数に変動はありません。

３．異動後の議決権所有割合は、本自己株式処分により自己株式が減少し総株主の議決権の数が増加することを踏まえて算出しております。自己株式には議決権がないため、本自己株式取得の進捗によっても総株主の議決権の数は変動いたします。

４．議決権所有割合は小数点以下第三位を四捨五入しております。

５．「開示対象となる非上場の親会社等」の変更の有無

該当事項はありません。

６．今後の見通し

前記「Ⅰ．第三者割当による自己株式の処分　８．今後の見通し」をご参照ください。

なお、新契約に基づき、伊藤忠商事は、当社の監査等委員である取締役以外の非常勤取締役候補者１名を指名する権利を有します。当該候補者について、当社所定の指名手続及び取締役会による合理的な適格性・利益相反審査を経た上で、当社が適切と判断した場合には、2027 年６月に開催を予定しております当社第 19 期定時株主総会に会社提案として付議する予定です。なお、選任には同株主総会の決議を要します。これらの詳細は、前記「Ⅰ．第三者割当による自己株式の処分　１０．企業・株主間のガバナンスに関する合意又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意の内容及び目的」をご参照ください。

新契約に基づく業務提携は非独占であり、当社グループは、従前と同様に自らの判断において事業を遂行し、引き続き全てのクライアント及びビジネスパートナーとの取引を中立的に行ってまいります。

（参考）当期連結業績予想及び前期連結実績

	売上高 （百万円）	**営業利益** （百万円）	**経常利益** （百万円）	**親会社株主に帰属する当期純利益** （百万円）
当期連結業績予想（2027 年３月期） 2026 年５月８日公表分	25,300	6,600	6,700	4,460
前期連結実績（2026 年３月期）	23,831	6,064	6,351	3,971

（注）当期連結業績予想(2027 年３月期)に変更はありません。今後、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

以　上